

放射線利用者の電離放射線健康診断実施方法に関する要領

- I. 基本的な考え方
- II. 問診票の入力及び放射線利用者一覧表の確認
- III. 電離放射線健康診断の実施

例外、年2回の電離放射線健康診断以外で電離放射線健康診断を受診する者について

I. 基本的な考え方

1. この要領は、本学において放射線に被ばくするおそれのある業務に従事する者または従事する予定の者（以下利用者という）を対象として、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）及び労働安全衛生法の規定に基づく電離放射線障害防止規則に基づき、毎年本学において実施する電離放射線健康診断を円滑に行うことを目的とする。
2. 定義
 - (1)職員については、

「定期受診者」とは、長崎大学において、雇入れ時または配置換時に電離放射線健康診断を受診し、その後1年以内毎に1回、定期的に電離放射線健康診断を受診し、かつ最新の健診結果において産業医が就業可と判定している者を指す。

「定期外受診者」とは、長崎大学において、雇入れまたは配置換に伴い、放射線業務従事者またはエックス線取扱者になる予定の者、および1年以内毎に1回定期的に電離放射線健康診断を受診していない者を指す。
 - (2)学生については、

「定期受診者」とは、長崎大学において、初めて放射線業務またはエックス線取扱いをする際に、電離放射線健康診断を受診し、その後1年以内毎に1回、定期的に電離放射線健康診断を受診し、かつ最新の健診結果において産業医が就業可と判定している者を指す。

「定期外受診者」とは、長崎大学において、初めて放射線業務従事者またはエックス線取扱者になる予定の者、および1年以内毎に1回定期的に電離放射線健康診断を受診していない者を指す。
 - (3)利用者は、毎年本学において実施する年2回の電離放射線健康診断の受診対象となる。
 - (4)「部局」とは、研究開発推進機構、教育学部、教育学研究科、医学部、歯学部、薬学部、工学部、環境科学部、水産学部、工学研究科、水産・環境科学総合研究科、医歯薬学総合研究科、熱帯医学・グローバルヘルス研究科、熱帯医学研究所、原爆後障害医療研究所、病院、保健センター、放射線総合センター、環境保全センター、感染症共同研究拠点をいう。
 - (5)「部局長」とは、前項に掲げる部局の長をいう。
 - (6)「前期」とは、当該年度の4月1日から9月30日までの間をいい、「後期」とは当該年度の10月1日から3月31日までの間をいう。
3. この要領は、職員及び学生の電離放射線健康診断の実施について定めたものである。
4. 利用者の電離放射線健康診断の実施に関する事務は、職員、学生ともに保健センターが担当する。
5. 利用者は、放射線業務またはエックス線取扱いをする可能性がある場合は、電離放射線健康診断を受診しなければならない。
6. 部局長は、当該部局の放射線施設の利用者（他の部局の利用者を含む）のすべての放射線被ばく及び当該部局所属利用者が他の部局の放射線施設を使用した場合の放射線被ばくの状況を管理する。
7. (1)部局長は、当該部局における利用者の放射線被ばくの管理業務を行わせるために、放射線被ばく管理責任者を1人選任する。
(2)放射線被ばく管理責任者は、放射線関係の知識を有する者で、放射線取扱主任者、管理区域責任者、放射線管理責任者、安全管理責任者、安全管理担当者、管理者、装置管理責任者あるいはこれらと同等以上の者とする。

8. 放射線被ばく管理責任者の業務は、次に掲げるものとする。
 - ア. 当該部局の放射線施設を使用しようとする当該部局所属の利用者及び他部局所属の利用者の被ばく線量（実効線量及び等価線量を含む。以下同じ。）を管理する。
 - イ. 当該部局所属の利用者が、他部局の放射線施設を使用した場合の被ばく線量を管理する。
 - ウ. 他部局所属の利用者が当該部局の放射線施設を使用している場合は、当該利用者の氏名及び被ばく線量の測定を行い、その測定結果を毎月1回当該利用者が所属する部局長に通知する。
 - エ. 当該部局所属の利用者の前年度1年間の被ばく線量を、「放射線利用者被ばく線量一覧表（様式1）」にまとめ、毎年5月末日までに当該部局長に報告する。
 - オ. 電離放射線健康診断問診票（様式3-前）および電離放射線健康診断問診票（様式3-後）の判定1、判定2の判定を行う。
9. ガラスバッジで被ばく線量測定を行っている施設の測定結果は、放射線総合センターが、ガラスバッジ測定機関からの報告をもとに、利用者の所属部局長へCD-R等による方法で送付する。また、利用者個人への測定結果の配布は、ガラスバッジ測定機関から直接被ばく線量測定を行っている施設へ送付された個人用報告書で行う。ガラスバッジ以外で被ばく線量測定を行っている施設は、8.ウ.に従う。
10. 部局長は、当該部局所属の利用者の被ばく線量等の報告（8.ウ.もしくは9.）が行われた場合には、速やかに当該部局の放射線被ばく管理責任者に通知する。
11. 電離放射線健康診断は、問診及び検査（血液、皮ふ、眼）とし、「定期受診者」は産業医が必要でないと認めた検査項目については省略することができるが、「定期外受診者」は省略不可とする。
なお、職員に限って、2011年度より、5年に1回前期に全ての検査項目を実施することとする。
実施時期は、原則として当該年度の8月及び1月とする。
また、やむを得ない事情により、当該年度に実施する電離放射線健康診断の実施日以外の日に健診を実施する必要がある「定期外受診者」は、要領の例外.に従い電離放射線健康診断を受診する。問診及び検査は、1ヶ月以内のものを提出すること。
12. 様式1の報告は、原則として電子媒体で行い、マイクロソフトエクセルで保存する。マイクロソフトエクセル以外では、テキストファイルで保存する。
13. 「電離放射線健康診断問診票（様式3-前）」は、前期に電離放射線健康診断を実施する者が使用し「電離放射線健康診断問診票（様式3-後）」は、後期に電離放射線健康診断を実施する者が使用する。
14. 様式1、様式4は、保健センターのホームページからダウンロードして使用すること。
様式2、様式3は、電離放射線健康診断システムを使用すること。
15. 部局長は、問診及び検査（血液、皮ふ、眼）の結果を永久保管する。
16. この要領は、平成23年 5月11日から施行する。
この要領は、平成23年 6月 1日から施行する。
この要領は、平成24年 6月 1日から施行する。
この要領は、令和 元年 6月 1日から施行する。
この要領は、令和 3年 4月 1日から施行する。
この要領は、令和 3年10月 1日から施行する
17. 改正履歴

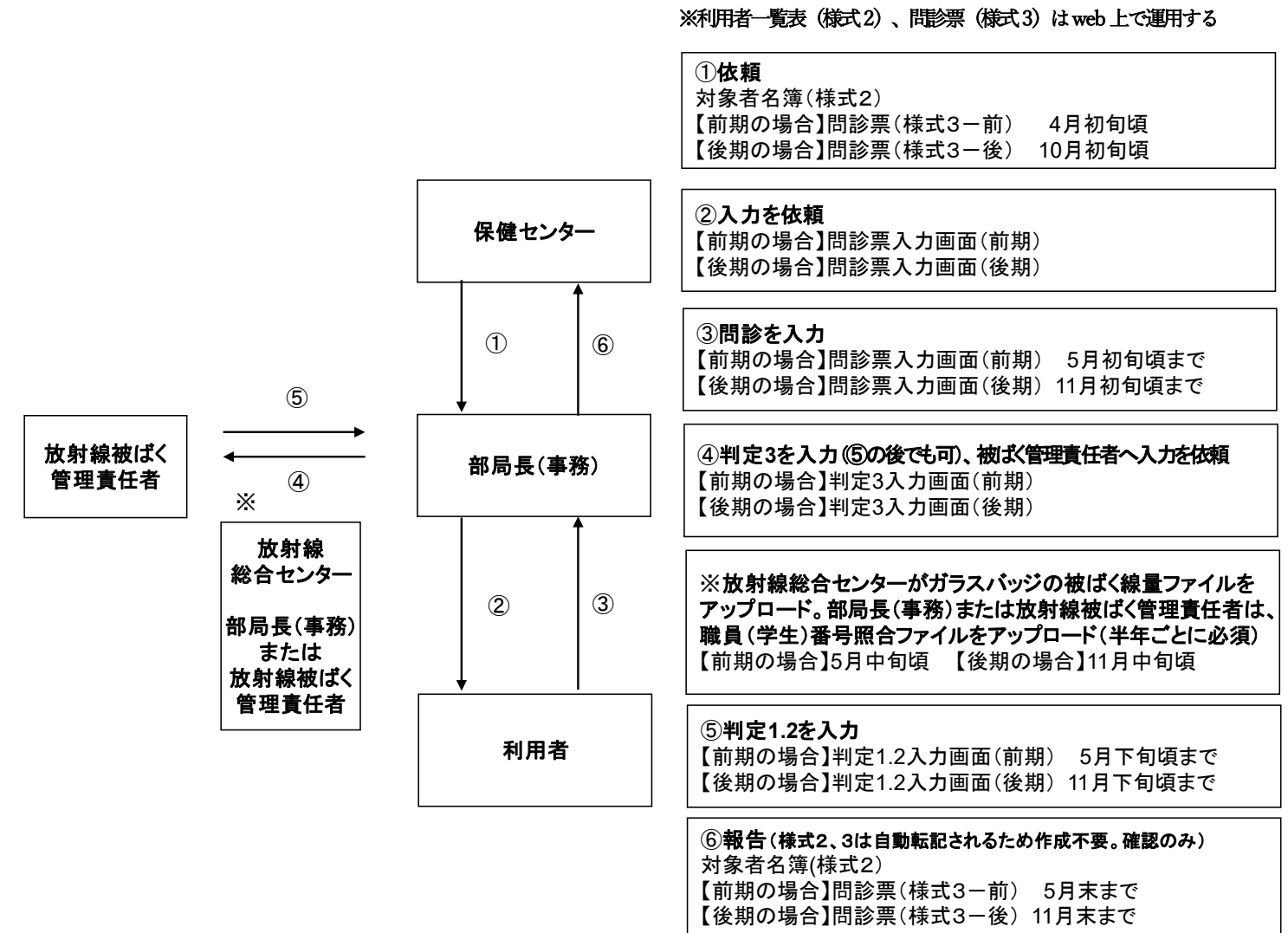
平成23年 6月1日	共同研究交流センターが産学官連携戦略本部に統合されたことに伴う改正。
平成24年 6月1日	要領等の見直しに伴う改正。
令和 元年 6月1日	電離放射線健康診断システム導入に伴う改正
令和 3年 4月1日	施設名変更に伴う改正
令和 3年10月1日	施設名変更に伴う改正

II. 問診票の入力及び放射線利用者一覧表の確認

1. 保健センターは、各部局長に対し、次のことを実施する。
 - (1)前期にあつては、部局長に電離放射線健康診断問診票（様式3－前）の入力及び放射線利用者一覧表（様式2）の確認を依頼する。①
 - (2)後期にあつては、部局長に電離放射線健康診断問診票（様式3－後）の入力及び放射線利用者一覧表（様式2）の確認を依頼する。①
2. 部局長は、放射線利用者被ばく線量一覧表（様式1）に基づき、当該部局所属の利用者に対し、
 - (1)前期にあつては、電離放射線健康診断問診票（様式3－前）の入力を依頼する。②
 - (2)後期にあつては、電離放射線健康診断問診票（様式3－後）の入力を依頼する。②
3. 利用者は、当該部局長に対し、
 - (1)前期にあつては、電離放射線健康診断問診票（様式3－前）に必要事項を入力する。③
 - (2)後期にあつては、電離放射線健康診断問診票（様式3－後）に必要事項を入力する。③
4. 部局長は、
 - (1)前期にあつては、電離放射線健康診断問診票（様式3－前）の判定3を入力し、放射線被ばく管理責任者に対し、判定1、判定2の判定を依頼する（判定3の入力は、5.の後でも可）。④
 - (2)後期にあつては、電離放射線健康診断問診票（様式3－後）の判定3を入力し、放射線被ばく管理責任者に対し、判定1、判定2の判定を依頼する（判定3の入力は、5.の後でも可）。④
5. 放射線被ばく管理責任者は、当該部局長に対し、
 - (1)前期にあつては、電離放射線健康診断問診票（様式3－前）の判定1、判定2を入力する。⑤
 - (2)後期にあつては、電離放射線健康診断問診票（様式3－後）の判定1、判定2を入力する。⑤
6. 部局長は、
 - (1)前期にあつては、電離放射線健康診断問診票（様式3－前）をもとに自動転記された当該部局の放射線利用者一覧表（様式2）の内容を確認し、5月下旬までに保健センターに報告し、産業医に検査項目（血液、皮ふ、眼）の決定を依頼する。⑥
 - (2)後期にあつては、電離放射線健康診断問診票（様式3－後）をもとに自動転記された当該部局の放射線利用者一覧表（様式2）の内容を確認し、11月下旬までに保健センターに報告し、産業医に検査項目（血液、皮ふ、眼）の決定を依頼する。⑥

健診受診対象者の調査の流れ図

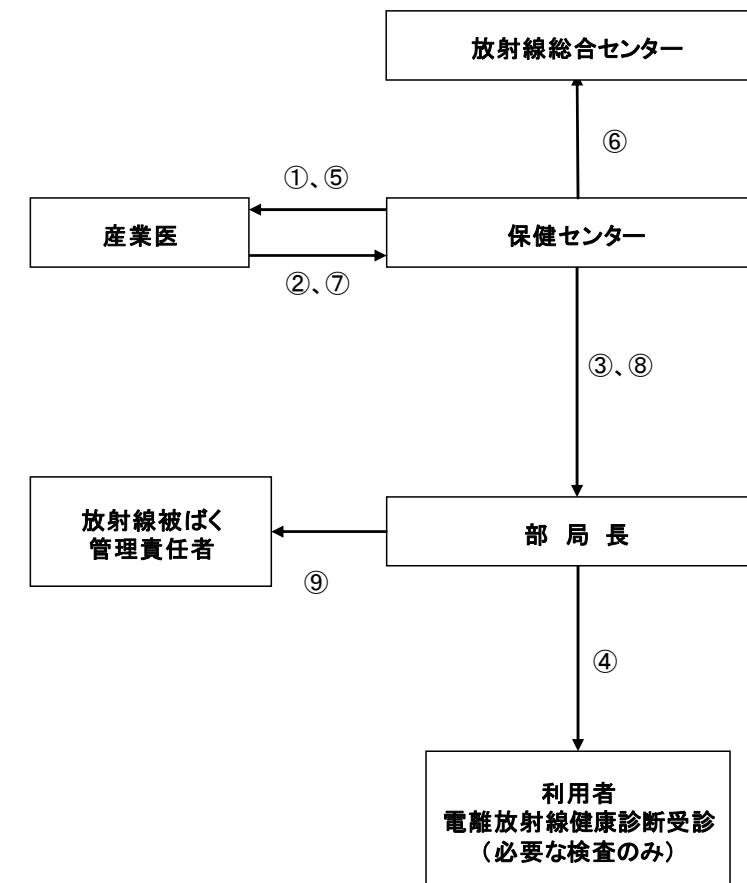
【図1】



Ⅲ. 電離放射線健康診断の実施

1. 保健センターは、産業医に対し、次のことを実施する。
 - (1)前期にあつては、電離放射線健康診断問診票（様式3-前）及び放射線利用者一覧表（様式2）の内容を確認し、検査項目（血液、皮ふ、眼）の決定を依頼する。
 - (2)後期にあつては、電離放射線健康診断問診票（様式3-後）及び放射線利用者一覧表（様式2）の内容を確認し、検査項目（血液、皮ふ、眼）の決定を依頼する。 ①
2. 産業医は、検査項目（血液、皮ふ、眼）を決定し、次のことを実施する。
 - (1)前期にあつては、電離放射線健康診断問診票（様式3-前）に検査項目を決定し、放射線利用者一覧表（様式2）の内容を確認する。
 - (2)後期にあつては、電離放射線健康診断問診票（様式3-後）に検査項目を決定し、放射線利用者一覧表（様式2）の内容を確認する。 ②
3. 保健センターは、部局長に対し、次のことを実施する。
 - (1)前期にあつては、電離放射線健康診断の実施計画、を送付し、検査（血液、皮ふ、眼）を必要とする者を通知する。あわせて放射線利用者一覧表（様式2）及び電離放射線健康診断問診票（様式3-前）の記載完了報告をする。
 - (2)後期にあつては、電離放射線健康診断の実施計画を送付し、検査（血液、皮ふ、眼）を必要とする者を通知する。あわせて放射線利用者一覧表（様式2）及び電離放射線健康診断問診票（様式3-後）の記載完了報告をする。 ③
4. 部局長は、検査（血液、皮ふ、眼）を必要とする者に対し、電離放射線健康診断の実施計画を通知する。 ④
5. 保健センターは、電離放射線健康診断を実施する。
6. 保健センターは、産業医に対し、定期健康診断結果（皮ふ）及び電離放射線健康診断結果（Excel）を送付して電離放射線健康診断結果の判定を依頼する。 ⑤
また、定期健康診断結果（皮ふ）及び電離放射線健康診断結果を放射線総合センターへ送付する。 ⑥
7. 産業医は、判定を実施し、放射線利用者一覧表（様式2）に判定結果等を入力の上、保健センターに報告する。 ⑦
8. 保健センターは、部局長に電離放射線健康診断結果（個人用の写し）を送付する。あわせて放射線利用者一覧表（様式2）の記載完了報告をする。 ⑧
9. 部局長は、当該部局の放射線被ばく管理責任者に放射線利用者一覧表（様式2）の記載完了報告をする。 ⑨
10. 部局長は、電離放射線健康診断結果（個人用の写し）を永久保存する。

健診実施の流れ図



※利用者一覧表(様式2)、問診票(様式3)はweb上で運用する

- | |
|---|
| ①依頼
利用者一覧表(様式2)
【前期の場合】問診票(様式3-前)
【後期の場合】問診票(様式3-後) |
| ②検査項目を判定
【前期の場合】問診票判定入力画面(前期)
【後期の場合】問診票判定入力画面(後期)
利用者一覧表(様式2) |
| ③通知・報告
電離放射線健康診断の実施計画 (通知)
利用者一覧表(様式2) (報告)
【前期の場合】問診票(様式3-前) (報告)
【後期の場合】問診票(様式3-後) (報告) |
| ④通知
電離放射線健康診断の実施計画(日程表) |
| ⑤送付・依頼
定期健康診断結果(皮ふ)
電離放射線健康診断結果(Excel) |
| ⑥送付
定期健康診断結果(皮ふ)
電離放射線健康診断結果(Excel) |
| ⑦検査結果を判定
健康診断の判定結果 |
| ⑧送付・報告
電離放射線健康診断結果(個人用の写し) (送付)
利用者一覧表(様式2) (報告) |
| ⑨報告
利用者一覧表(様式2) |

(例外) 年2回の電離放射線健康診断以外で電離放射線健康診断を受診する者について

(I. 基本的な考え方の11に該当する者のみ)

1. 部局長は、年2回の電離放射線健康診断以外で電離放射線健康診断を受診する「定期外受診者」がいる場合は、電離放射線健康診断チェックシート(皮ふ・眼)(様式4)と、(1)にあつては電離放射線健康診断問診票(様式3-前)を、(2)にあつては電離放射線健康診断問診票(様式3-後)の入力を、利用者に依頼する。
 - (1)前期に放射線業務従事またはエックス線取扱を開始する「定期外受診者」。
 - (2)後期に放射線業務従事またはエックス線取扱を開始する「定期外受診者」。

①
2. 利用者は、血液検査及び皮ふの検査を下記の方法で実施する。ただし、学生の利用者については、血液検査は外部医療機関等で受診し、検査結果を下記4. で当該部局長に提出すること。
 - ・血液検査については、自ら採血が可能な者は自ら実施し、検体を部局長がとりまとめのうえ、保健センター(文教)へ検体の引き取りを依頼すること。その際、採血セット(採血管、針、ホルダー等)は、必要数を部局長がとりまとめのうえ、保健センター(文教)へ事前に連絡して必要数を受け取ること。
 - なお、自ら採血が不可能な者は、事前に保健センター(文教)へ予約をし、保健センター(文教)で採血を実施する。
 - ・皮ふの検査については、事前に電離放射線健康診断チェックシート(皮ふ・眼)(様式4)に必要事項を記入し、医師もしくは産業医の診断を受けて結果を記入してもらうこと。
 - また、保健センター(文教)で受診する場合は、事前に保健センター(文教)に予約のうえ受診すること。

②
3. 保健センターは、血液検査を外部検査機関で実施し、検査結果を速やかに部局長へ送付する。

③
4. 利用者は、1.(1)にあつては電離放射線健康診断問診票(様式3-前)を、1.(2)にあつては電離放射線健康診断問診票(様式3-後)を、必要事項を入力の上、当該部局長に皮ふの検査結果を提出し、あわせて問診票の入力完了報告をする。

④
5. 部局長は、
 - (1)前期にあつては、電離放射線健康診断問診票(様式3-前)の判定3を入力し、放射線被ばく管理責任者に対し、判定2の判定を依頼する。
 - (2)後期にあつては、電離放射線健康診断問診票(様式3-後)の判定3を入力し、放射線被ばく管理責任者に対し、判定2の判定を依頼する。

⑤
6. 放射線被ばく管理責任者は、当該部局長に対し、
 - (1)前期にあつては、電離放射線健康診断問診票(様式3-前)の判定2を入力し、入力完了報告をする。
 - (2)後期にあつては、電離放射線健康診断問診票(様式3-後)の判定2を入力し、入力完了報告をする。

⑥
7. 部局長は、
 - (1)前期にあつては、電離放射線健康診断問診票(様式3-前)をもとに自動転記された当該部局の放射線利用者一覧表(様式2)の内容を確認し、利用者の血液検査結果、皮ふの検査結果を保健センターに送付し、判定を依頼する。
 - (2)後期にあつては、電離放射線健康診断問診票(様式3-後)をもとに自動転記された当該部局の放射線利用者一覧表(様式2)の内容を確認し、利用者の血液検査結果、皮ふの検査結果を保健センターに送付し、判定を依頼する。

⑦
8. 保健センターは、産業医に、血液検査結果、皮ふの検査結果、1.(1)にあつては電離放射線健康診断問診票(様式3-前)を、1.(2)にあつては電離放射線健康診断問診票(様式3-後)を添えて、健診結果の判定入力を依頼する。

⑧
9. 産業医は、健診結果を判定・入力の上、保健センターに返送する。

⑨
10. 保健センターは、血液検査結果、皮ふの検査結果を部局長に送付する。あわせて、放射線利用者一覧表(様式2)、1.(1)にあつては電離放射線健康診断問診票(様式3-前)を、1.(2)にあつては電離放射線健康診断問診票(様式3-後)の記載完了報告をする。

⑩

- 1.1. 部局長は、1.(1)にあつては電離放射線健康診断問診票(様式3-前)、1.(2)にあつては電離放射線健康診断問診票(様式3-後)、血液検査結果及び皮ふの検査結果を当該部局所属の利用者に送付する。

⑪
- 1.2. 部局長は、放射線利用者一覧表(様式2)を当該部局の放射線被ばく管理責任者に送付する。

⑫

放射線業務従事前健診の実施の流れ図

